

「鹿児島県有料老人ホーム設置運営指導指針」の改正について

1 県有料老人ホーム設置運営指導指針の策定について

有料老人ホームは民間の活力と創意工夫により高齢者の多様なニーズに応じていくことが求められるものであり、一律の規制には馴染まない面があるが、一方、高齢者が長年にわたり生活する場であり、入居者の側からも介護を始めとするサービスに対する期待が大きいことなどから、サービス水準の確保等のため十分に指導を行う必要がある。特に、有料老人ホーム事業は、設置者と入居者との契約が基本となることから、契約の締結及び履行に必要な情報が、入居者に対して十分提供される必要がある。

このことから、平成14年、国において「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（以下「標準指導指針」という。）が策定され、本県においては、県内における有料老人ホームの増加に伴い、平成21年に「鹿児島県有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下「県指導指針」という）を策定した。

県指導指針は、国の標準指導指針を基本として策定しており、国の標準指導指針改正等に伴い、平成21年の策定からこれまで5回の一部改正を行っている。

【参考：本県における有料老人ホームの推移（各年度4月1日時点）】

年度	22	24	26	28	30	R2
施設数	124	182	150	216	245	265

H24までは鹿児島市所管を含む。H28からは、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。

2 県指導指針の内容

老人福祉法（以下「法」という。）第29条では、有料老人ホームの県への設置届出のほか、有料老人ホームに対する県の指導監督について規定されているが、法では有料老人ホームの規模・構造、設備や職員配置の考え方などに関する基準は規定されていないため、県指導指針においてこれを補完している。

3 主な改正内容

国の標準指導指針が令和3年4月1日に改正（7月1日から適用）されたことを踏まえ、以下のとおり改正する。

(1) 令和3年度介護報酬改定を踏まえた改正

令和3年度介護報酬改定により、特定施設入居者生活介護事業所等の指定基準において、①感染症対策の強化、②業務継続に向けた取組の強化、③ハラスメント対策の強化、④高齢者虐待防止の推進、⑤認知症介護基礎研修の受講の義務づけ等の見直しが行われたことを踏まえ、有料老人ホームにおいても同様の措置を求める（③以外は令和6年3月31日まで努力義務とする）。

(2) 書面規制、押印、対面規制の見直しによる改正

利便性の向上及び事業者の業務負担軽減の観点から、国・県が推進する押印・書面手続きの見直し方針を踏まえ、県指導指針に定められている書面等については、電磁的記録で行うことができること、また、書面での説明等については、入居者等の承諾を得た上で、電磁的方法^(※)によって行うことができることとした。

※ 電磁的方法の例

- ・ 電子メール等の利用により、有料老人ホーム設置者の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ・ ウェブ（ホームページ）等を利用により、有料老人ホーム設置者の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(3) 県指導指針別紙様式「重要事項説明書」の改正

ア 事業主体及び施設のメールアドレスの記載欄を追加

【重要事項説明書 P 1 : 「1. 事業主体概要」, P 2 「2. 有料老人ホーム事業の概要」】

イ 事業主体の設立年月日・建物の竣工日・有料老人ホーム事業開始日・特定施設入居者生活介護の指定年月日及び直近の更新年月日の元号表示を削除

【重要事項説明書 P 1 : 「1. 事業主体概要」, P 2 「2. 有料老人ホーム事業の概要」】

ウ 県指導指針において、居室・便所・浴室等に設置することとされている緊急通報装置（ナースコール）等の有無に関する記載欄を追加

【重要事項説明書 P 4 : 「3. 建物概要」】

エ 特定施設入居者生活介護加算の対象に「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」の有無に関する記載欄を追加（介護付き有料老人ホームのみ）

（※令和3年度介護報酬改定に伴う加算対象の変更は、別途改正予定）

【重要事項説明書 P 5 : 「4. サービス等の内容」】

オ 医療連携の内容について、「協力科目」の記載欄を追加

【重要事項説明書 P 6 : 「4. サービス等の内容」】

カ 令和3年4月1日より消費税額を含めた価格を表示（総額表示）することが義務づけ^(※)られたことから、有料老人ホームにおけるサービスの利用料金を記載欄から（税込 / 税抜）の表示を削除

※ 平成25年10月1日から令和3年3月31日までの間、「消費税転嫁対策特別措置法」により、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととする特例が設けられていたが、この特例は令和3年3月31日限りで失効。

【重要事項説明書 P 10 : 「6. 利用料金」】

キ 別添1「事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス」について、

- ① 介護サービス等の種類欄に介護予防・日常生活支援総合事業を追加
- ② 当該介護サービス事業所について、「併設・隣接の状況」の記載欄を追加

ク 別添2「有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表」について、入退院時・入院中のサービスのうち、移送サービスを削除

4 改正及び施行期日

改正は決裁日とし、令和3年7月1日から適用する（国の標準指導指針と同日適用）。